

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額と供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ関係評議会に対する贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴビナ関係評議会との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円 -----	H25.3.14 サラエボ で (同日)	日本側 山崎日出男在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使 ボスニア・ヘルツェゴビナ側 ブラトコ・ラグムジヤ 外務大臣	H25.4.3 101号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。